

愛媛県教育委員会10月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成19年10月9日（火）午後3時
愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂
委員 和田和子 委員 松岡義勝 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 菅原正夫	指導部長 平岡長治
文化スポーツ部長 中川敬三	教育総務課長 横田 潔
生涯学習課長 眞鍋幸一	義務教育課長 堺 雅子
高校教育課長 丹下敬治	人権教育課長 宮崎 悟
特別支援教育課長 武智一郎	文化振興課長 荒本 司
文化財保護課長 濱田健介	保健スポーツ課長 大杉住子
国民体育大会準備室長 岡田清隆	

6 会議の概要

(1) 開会

委員長 午後3時00分開会を宣する。

(2) 委員就任あいさつ

松岡委員 委員就任のあいさつを行う。

(3) 委員長選挙及び委員長職務代行者の指定

委員長 委員長の任期が満了することに伴い委員長選挙を行うことを宣する。

委員長 選挙は、指名推薦の方法を採ることを提案する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 指名推薦の方法を採ることを決定し、指名推薦を求める。

和田委員 井関委員を委員長に推薦する旨述べる。

星川委員 井関委員を委員長に推薦する旨述べる。

委員長 井関委員を委員長とすることについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 井関委員の委員長就任を宣する。

委員長 委員長職務代行者の指定を行うことを宣する。

委員長 星川委員を委員長職務代行者に推薦する旨述べる。
委員長 星川委員を委員長職務代行者とすることについて諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 星川委員を委員長職務代行者に指定することを宣する。

(4) 委員長あいさつ

委員長 委員長就任のあいさつを行う。

(5) 9月定例会会議録の承認

委員長 9月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(6) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成19年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成19年9月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 松山盲学校の松山聾学校への移転統合に関して、松山盲学校及び松山聾学校の児童生徒数、教職員数について質問する。

特別支援教育課長 松山盲学校は、児童生徒数52名、教職員数88名で、松山聾学校は、児童生徒数39名、教職員数90名である旨説明する。

委員長 松山盲学校の松山聾学校への移転統合については、数多くの意見が出ており、中には反対意見もあるようであるので、学校関係者や保護者に対し、県教委の考え方について説明し、意見を聞いたうえで計画を決定すべきである旨意見を述べる。

教員免許状未取得者の採用問題について

指導部長 平成19年9月7日に発覚した小学校教員免許状を有しない者を小学校教員として新規任用した件の概要及び今後の再発防止策について報告するとともに、関係職員を処分する旨報告する。

委員長 中学校教員免許状は有していたようであるが、どうして小学校教員を受験したのか質問する。

教育長 3月までに小学校教員免許状を取得する見込みで小学校教員を受験した旨説明する。

松岡委員 この件に関しては、新規採用教員の任用発令の前に教員免許状を確認することが必要であると思うが、どの時期に確認をしているのか質問する。

指導部長 3月下旬に新規採用予定者を招集して教員免許状の確認を行っているが、教員免許状の申請時期が招集日直前のため発行されてなかったり、教員免許状が発行されていても郵送等の関係で本人の手元に届いていなかったりして、招集日には確認がとれない場合が過去にもあ

り、その場合も3月中には必ず本人が持参して確認が出来ていた。この件に関しても、事務担当者は、新規採用教員の小学校教員免許状を取得しているとの説明を信じきっていた旨説明する。

委員長 新規採用教員の教員免許状の確認は当たり前のことなので、当たり前の事務手続きは漏れのないように徹底すべきである旨意見を述べる。

教育を考える県民フォーラムについて

教育総務課長 平成19年11月10日に「えひめ教育の日」制定推進協議会が開催する教育を考える県民フォーラムの概要について報告する。

県民総合文化祭20周年記念事業について

文化振興課長 平成19年11月3日から開催する県民総合文化祭20周年記念事業の概要について報告する。

教育長 県民総合文化祭が20周年を迎えるので、過去に県民総合文化祭に出演いただいた本県出身の秋川雅史氏に開会式・総合フェスティバルの出席を依頼したが、スケジュールの都合で実現できなかった旨、及び過去に県民総合文化祭に出演いただいた方々から記念事業のスタンプラリーに記念品の提供があった旨説明する。

委員長 議案第48号平成19年度愛媛県教育文化賞受賞者について、議案第53号公立小学校教員の懲戒処分について、その他の協議の平成19年度キャリア教育優良教育委員会・学校、企業及びPTA団体等文部科学大臣表彰について及び平成19年度優秀教員文部科学大臣表彰については、いずれも人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(7) 議 事

議案審議

○ 議案第49号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等の適正化を図るため、この規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 県立学校の定員設定の基準の1つである公私比率の公立79：私立21という原則に対して、原案の数値は公立が1ポイント下回っているが、私立の中等教育学校が生徒を募集している現在、前期課程に入学した者は、そのまま当該学校の後期課程に進学することとなり、結果と

して私立高校への進学者の割合が増加していくことにつながると思うが、どのように考えているのか質問する。

高校教育課長 現在の状況では、私立の中等教育学校前期課程の生徒がそのまま後期課程に進学しても、高校入学段階で私立高校に入学する者の数が減少しており、私立高校への進学者数に大きな変化は見られていない旨、及び現在検討されている愛媛県県立学校再編整備計画検討委員会では、県立学校の定員は、競争倍率で定員の設定を行う方向で検討されており、競争倍率を1.01で設定すると原案の比率になる旨説明する。

山口委員 現在の愛媛県県立高等学校整備計画では、八幡浜高校は、平成20年度に商業科を1学級削減する計画であったが、実際には商業科ではなく普通科を1学級削減した理由を質問する。

高校教育課長 八西地域については、平成16年度に宇和高校の商業科を募集停止していることや、八幡浜高校の校長など学校関係者の意見を踏まえ、普通科の定員を削減することとした旨説明する。

教育長 八幡浜高校の商業科の定員を削減すると宇和高校と併せて5年間に八西地区から2学級を削減することとなるので、商業科に入学を希望する生徒の進路を考慮して普通科の定員を削減することとした旨説明する。

松岡委員 八幡浜高校の商業科は、進学も盛んであると認識しており、商業教育の南予の拠点校としての役割もあるので、現員のままとすべきである旨意見を述べる。

教育長 職業学科は、大学等へ進学もでき、就職にも有利となることが多く、生徒の多様な進路に対応できる学科として、今後も必要であると考えている旨説明する

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第50号を上程する。

○議案第50号 平成20年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成20年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第51号を上程する。

○議案第51号 平成20年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項
について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成20年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第52号を上程する。

○議案第52号 平成20年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成20年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第48号を上程する。

○議案第48号 平成19年度愛媛県教育文化賞受賞者について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、平成19年度と同賞受賞者3名を決定する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 愛媛県教育文化賞受賞者に女性の候補も検討したが、適任者がおらず、原案とした旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

議案第53号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 覗き目的で自宅マンションの隣室のベランダに侵入した公立小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 隣室のベランダに侵入した理由を質問する。

義務教育課長 隣人の生活に興味があった旨説明する。

委員長 原案について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議事を閉じる旨宣する。

(8) その他

平成19年度キャリア教育優良教育委員会・学校、企業及びP T A団体等
文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成19年度キャリア教育優良教育委員会・学校、企業及
びP T A団体等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（2校）、被表彰候補企
業（1企業）及び被表彰候補団体（1団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成19年度優秀教員文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成19年度優秀教員文部科学大臣表彰の被表彰候補者
（12名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

星川委員 優秀教員文部科学大臣表彰は、平成18年度からの創設であ
るが、平成20年度以降も継続されるのか質問する。

教育長 優秀教員文部科学大臣表彰の趣旨は、優秀な教員にメリハリ
を付けることであるので表彰は継続される旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(9) 閉 会

委員長 午後4時55分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。